

会 員 各 位

下 野 市 商 工 会
会 長 長 光 博
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者」 各種支援策のご案内

本会の事業につきましては、日頃より格別なるご支援ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により生じている事業者への影響を緩和し、支援を行うため、**資金繰り支援・設備投資/販路開拓支援・経営環境**の整備に関し、各種支援策が拡充されました。

各種支援策の詳細につきましては、経済産業省HP特設ページにて掲載されておりますのでご確認ください。**経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連**で検索。

【新型コロナウイルス感染症特別貸付】

- ・**融資対象**：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方
 - ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
 - ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a)過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
 - b)令和元年12月の売上高
 - c)令和元年10月～12月の売上高平均額
- ・**資金の使いみち**：運転資金、設備資金 ・**担保**：不要
- ・**貸付期間**：運転15年以内、設備20年以内（うち据置5年以内）
- ・**貸付限度額（別枠）**：中小事業3億円、国民事業6000万円
- ・**金利**：当初3年間 基準金利▲0.9% 4年目以降基準金利
中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%
(利下げ限度額：中小事業1億円、国民事業3000万円)

【特別利子補給制度】

- ・**適用対象**：新型コロナウイルス感染症特別貸付にて借入を行った中小企業者のうち以下の要件を満たす方
 - ①個人事業主（フリーランス含む、小規模に限る）：要件なし
 - ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
 - ③中小企業者（上記①②を除く事業者）売上高▲20%減少

※小規模要件

製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下

卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

- ・**利子補給**：借入後当初3年間 **補給対象上限**：中小事業1億円、国民事業3000万円

小規模事業者の方は裏面の【新型コロナウイルス対策マル経】も活用頂けます

【新型コロナウイルス対策マル経】

- ・ **融資対象**：最近1ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方で以下の要件を満たす方
 - ①商工会の経営・金融指導を受けて事業改善に取り組んでいる
 - ②最近1年以上、同一商工会の地区内で事業を行っている
 - ③商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる
 - ④税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を完納している
- ・ **資金の使いみち**：運転資金、設備資金 ・ **担保、保証人**：不要
- ・ **貸付期間**：運転7年以内（うち据置3年以内）、設備10年以内（うち据置4年以内）
- ・ **貸付限度額（別枠）**：1000万円
- ・ **金利**：基準金利（令和2年3月10日時点）より 当初3年間▲0.9%
経営改善利率1.21%→0.31%

詳細や申請に関する手続きは、商工会までお問い合わせ下さい。
下野市商工会本所（TEL 44-0202）／南河内支所（TEL 48-0059）